

道の駅豊栄テラス 出店注意事項

■遵守事項

- (1)出店可能区画は5.4m×3.6mが3区画です。1区画にはキッチンカー1台もしくは天幕(3間×2間)1張とします。天幕による出店の際は、脚元の重りを設置し、荒天時や強風時の第三者への被害防止に努めてください。看板やメニュー表などは、車両や天幕に固定してください。なお、出店方法等については協議会や道路管理者の指示・要請に従ってください。
- (2)11月以降の冬季は、出店者が自主的に除雪することとします。
- (3)回路改修工事が予想されます。ABC区画の配置が変更となることがあります。予備区画Dを含めて配置しますが、一日最大3区画は変更がありません。
- (4)法令に基づき、許可を受けたキッチンカー以外で食品の販売を行う場合は、臨時飲食営業許可を各自で保健所に申請してください。また、酒類を販売する際は、税務署へ申請し許可のもとに営業してください。
- (5)飲料を含む食べ物の販売を行う方は、衛生管理を徹底し、食中毒が発生しないように注意してください。
- (6)出店者のキッチンカーなどの搬入・搬出については、来場者の安全を優先し、会場内での事故怪我などが発生しないよう、管理者(道の駅駅長)の指示に従って充分な注意を心掛けてください。
- (7)飲食物を販売する出店に当たっては、容器・空き瓶・空缶などを回収する販売方法を採用してください。なお、出店区画及びその周辺の清掃は、各自が責任をもって行い、排出したごみを処理してください。
- (8)火気を利用する際は消火器を常備し、油・火の粉の飛散による床面の汚損を防ぐ養生を実施すること。なお、発電機を使用する際も消火器を常備する必要があります。
- (9)出店者とお客様との間で生じたトラブル、クレーム等は当該出店者が責任をもって誠意ある対応をしてください。
- (10)金銭の管理は出店者が責任を持ってください。万一、紛失しても当協議会で保証はいたしません。
- (11)出店・営業に伴う傷病について、当協議会では補償いたしません。
- (12)ペット類を含む生き物の販売はできませんが、希望がある場合は事務局にご相談ください。

■禁止事項

- (1)第三者に対し、出店の権利を譲渡もしくは転貸し、又は売店の管理運営を委託すること。
- (2)指定された出店区画以外において、立ち売り又は呼び込みによる販売すること。
- (3)申請した品目以外のものを販売すること。
- (4)許可なく会場の設備を使用すること。(協議会が認めた場合を除く)
- (5)事前の許可なく火気を使用すること。(協議会が認めた場合を除く)
- (6)その他会場運営に支障を生ずる恐れのある行為を行うこと。

■事故などの処理

出店において事故などが発生したとき、又は不審者もしくは不審物を発見したときは、出店責任者は速やかに管理担当である「道の駅駅長」に報告し、その指示に従い処理に当たってください。

■出店許可の取り消し

出店者が以下のいずれかに該当することとなったときは、出店許可を取り消すことがあります。この場合、出店者から協議会に対し損害の賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできません。

- (1)この要項または法令に違反したとき。
- (2)その他協議会が出店させることを不適当と認めたとき。

■損害賠償

出店者及び当該従業員は、会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。